物流事業者・荷主における物流TDMへの 取組状況と今後の方針

令和2年3月

国土交通省 農林水産省 経済産業省

1. 前回会議以降の取組

- 前回の交通輸送円滑化推進会議以降、幅広い業界団体に文書で協力を働きかけるとともに、主要な業界団体を訪問して周知・個別協議を実施。大手を中心とした事業者・業界団体との協議を通じ、荷主・物流事業者における具体的対策の検討を促進。
- 併せて、政府広報等のツールにより一般企業等へ物流TDMの周知を徹底。

前回の円滑化推進会議以降の取組

- 1. 業界団体等への周知・個別協議
- 〇 昨年11月、国交省・経産省・農水省(以下、三省)が東京都・組織委員会と連携し、<u>約1,100の荷</u>主・物流事業者の業界団体に対し、TDMへの協力に関する文書を発出し、協力を働きかけ。
- 〇 三省が東京都と連携し、<u>43の主要な業界団体を訪問</u>し、直接に協力を働きかけ。
- 〇 三省が東京都と連携し、<u>食品関係の業界団体に対し、説明会を実施</u>した他、農水省が先行する食品関連企業の取組例共有、個別の業界団体別の説明会等の実施を通じ、具体的取組の計画策定を働きかけ。
- 国交省が<u>大手物流事業者6社幹部との個別協議</u>を実施し、具体的取組の計画策定を働きかけ。

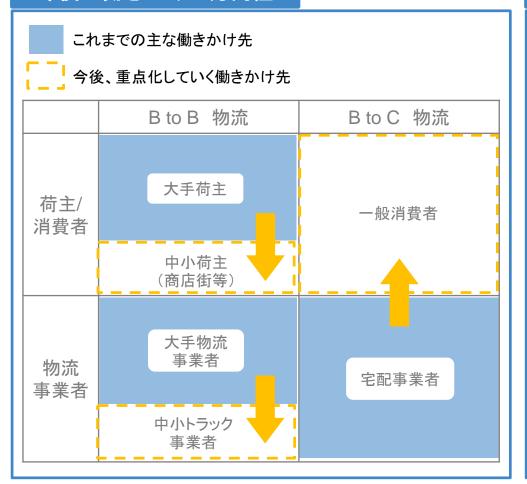
2. 一般企業等への周知徹底

- <u>東京商工会議所の作成した2020交通対策ハンドマップ</u>を、三省内、その地方支分局等や、荷主・物流 関係者が集まる会議などで配布。
- 〇 <u>政府広報</u>を活用し、国交省が交通量削減の取組について荷主や物流事業者に対し、協力を働きかけ (3月中旬)。

2. 今後の取組方針

- 今後、大会までの間、<u>中小企業や一般消費者への働きかけも強化</u>し、交通量削減量の一層の積み上げを図る。
- 具体的には、三省において、<u>中小トラック事業者への周知、都内商店街におけるPR活動や一般</u> 消費者への周知について、東京都、業界団体等と連携して取り組んでいく。

今後の働きかけの方向性



今後更に実施していく取組

- 1. 中小トラック事業者・荷主への働きかけ
- 国交省が全日本トラック協会と連携し、<u>中小トラック事業者等が発・着荷主との調整に活用できるパンフレットを作成</u>し、物流TDMへの理解と協力を求めるとともに、併せて、<u>中小トラック事業者の対策の状況に係る調査を実施。</u>
- 三省と東京都等が連携して、2020物流TDM実行 協議会における取組として、都内商店街におけ るPR活動等を通じて中小企業への働きかけを 展開。
- 2. 一般消費者向けの周知徹底
- 政府広報等を活用し、国交省が<u>宅配便の再配達</u> 削減や期間中の関係地域向けの発送の見直し等 を呼び掛けるPRを展開。

3. 大会期間中の実施が検討されている主な取組の例

- <u>荷主企業</u>は、<u>日常的な配送の調整</u>(納品時間・頻度の変更等)、<u>在庫による対応</u>(積み増し、納品時期の前倒し)などの実施を検討中。
- <u>トラック事業者などの物流事業者</u>は、<u>荷主との連携による配送時間等の変更</u>のほか、<u>各社個別のオペレーション</u>(幹線輸送の時間変更や配送拠点の一時移転等)などの実施を検討中。

トラック事業者などの物流事業者の取組例

- 搬出入、配送時間等の変更(荷主との連携)
- 時間指定緩和、リードタイム延長(荷主との連携)
- 地方間の幹線輸送について東京を経由しないルートへ の変更
- 地方・東京間の幹線輸送の時間変更
- 幹線輸送の鉄道貨物への切り替え
- 重点地区にある配送拠点の一時移転
- 自宅外の荷物配送ポイントの増設

荷主企業の取組例

(1)食料工業品

- 納品時間、頻度等の変更
- 大口納品の計画的受注
- 納品のリードタイムの延長、時間指定緩和
- (2)日用品
- 納品時間、頻度等の変更
- 時間指定配送サービスの一時中止
- 在庫積み増し
- 渋滞の影響を受けない地域での保管
- (3) 窯業品
- 混雑地域・時間帯等を避けた輸送

(4)農水産品

- 共同輸送による運搬車両の削減
- 自社便配送の抑制
- 港湾以外の保管倉庫の活用
- (5) 出版・印刷物
- 納品時間、頻度、ルートの変更
- (6) 金属工業品
- 納品時間、頻度等の変更
- (7) 流通・EC事業者
- 納品時間、頻度、ルートの変更
- 在庫積み増し
- 早朝・深夜帯配送の促進、物流拠点の変更